せしめ職工なる職務をなして研究しつゝある職業は特殊給与の目的を確認せられたし

六、臨時傭員を即時定傭にせられたし

「理由」臨時傭員は其の性質上六ヶ月以上勤続せる場合は当然定傭にすべきである然るに現在枝川工事部に於ては臨時傭員を幾年となく使役し且つ最高六ヶ年もの勤続者すらあり故に臨時定傭採用を要求するのであります

七、特工船の定員を増員せられたし

「理由」特工船の定員は突発的風雨その他の場合現在の人員にては作業困難にして職責を完全に果し得ざる場合あり依って特工船の定員を三艘に二名の割合を以て増員せられたし

以上

昭和四年十月卅日

東京市従業員組合河港課枝川支部

東京市内枝川工事出張所長

技師 細田貫一殿

二九

14.11.26
895

労秘第二八四一號

昭和四年十一月二十二日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長官殿

各廳府縣長官殿

北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 群馬 福岡

東京市従業員組合ノ解雇反対並待遇改善要求運動ニ関スル件（第二報）

要旨＝(イ)十月十四日市橋梁課ニ於テハ従業員四名ニ対シ事業整理ノタメ解雇ノ予告ヲナセルガ市従本部ニ於テハ十一月十八日右解雇予告者ノ復職嘆願ヲナシ拒絶セラル

(ロ)麹町支部ニ於テハ十一月十八日役員会ヲ開催シ馘首反対其他ノ事項ヲ決議ス

東京市従業員組合ニ於ケル標記運動其後ノ状況左記ノ通